簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

別紙５

１　目的

　　この要領は、川口地域交流拠点施設（仮称）建設工事基本設計業務委託について、簡易評価型プロポーザル方式により最も適した設計者を選定する際の提案書の評価方法に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

２　評価基準

　　設計者の技術力を評価するため、提案書の業務実施方針や特定テーマに対する提案のほか、設計に係る技術者の資格や技術力も評価対象とし、各評価項目のウエイトは以下の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着目点 | | | ウエイト | 評価方法 |
| 資格 | 担当分野の  技術者資格 | 主任担当  技術者 | 建築 | ４ | ３（１）による  評価点に左記の  ウエイトを乗じ  て集計する。  （様式２） |
| 構造 | ３ |
| 電気 | ３ |
| 機械 | ３ |
| 小計 | | １３ |
| 技術力 | 過去２０年以内に契約履行が完了した延床面積１，５００㎡以上の県内の公共建築物の新築・増築・改築工事の実施設計業務または類似業務の実績 | 管理技術者 | | ８ | ３（２）による  評価点に左記の  ウエイトを乗じ  て集計する。  （様式１、２） |
| 主任担当  技術者 | 建築 | ７ |
| 構造 | ４ |
| 電気 | ４ |
| 機械 | ４ |
| 小計 | | ２７ |
| 資格及び技術力に対する評価得点の合計（a） | | | | ４０ |  |
| 業務実施  方針及び  手法 | 業務実施方針 | | | １５ | ３（３）による  評価点に左記の  ウエイトを乗じ  て集計する。  （様式４、５） |
| 特定テーマに対する  提案 | テーマ① | | ２０ |
| テーマ② | | １５ |
| テーマ③ | | １０ |
| 小計 | | ４５ |
| 業務実施方針及び手法に対する評価得点の合計（b） | | | | ６０ |  |
| 評価得点の総合計　（ｃ）＝（a）＋（b） | | | | １００ |  |

* 資格及び技術力に対する評価は、様式１、２により事務局が評価し、業務実施方針及び手法に対する評価は、様式４、５により設計者選定委員会が評価する。

３　各項目の評価点

　（１）　資格

　　　　　各担当分野の主任担当技術者の技術者資格について、下表により評価する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当分野 | 評価する技術者資格 | 評価点 |
| 建　築 | 一級建築士 | １．０ |
| 二級建築士 | ０．４ |
| その他の資格  （担当分野の業務に有効な資格に限る。） | ０．２ |
| 構　造 | 構造設計一級建築士  一級建築士 | １．０ |
| 二級建築士 | ０．４ |
| その他の資格  （担当分野の業務に有効な資格に限る。） | ０．２ |
| 電　気 | 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、  一級建築士、第一種・第二種電気主任技術者 | １．０ |
| １級電気工事施工管理技士  第三種電気主任技術者 | ０．４ |
| ２級電気工事施工管理技士、その他の資格  （担当分野の業務に有効な資格に限る。） | ０．２ |
| 機　械 | 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、  一級建築士 | １．０ |
| １級管工事施工管理技士 | ０．４ |
| ２級管工事施工管理技士、その他の資格  （担当分野の業務に有効な資格に限る。） | ０．２ |

※　海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合に限り、上表の当該資格と同等の評価を行う。

「技術士」は、当該分野における技術者資格とする。

（２）　技術力

　　　　　過去２０年以内に完成した延床面積１，５００㎡以上の県内の公共建築物の新築・増築・改築工事の実施設計業務の実績の有無について、管理技術者及び各主任担当技術者の業務実績各３件を、下記の基準により評価する。

　　　　Ⅰ　実績の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 実績の有無 | 評価点 |
| 同種業務の実績がある | １．０ |
| 類似業務の実績がある | ０．７ |
| 実績がない | ０ |

Ⅱ　携わった立場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 過去の実績での立場 | 管理技術者の  実績評価点 | 主任担当技術者の  実績評価点 |
| 管理技術者又は  これに準ずる立場 | １．０ | １．０ |
| 主任担当技術者又は  これに準ずる立場 | ０．７ | １．０（０．７）※ |
| 担当技術者の立場 | ０．５ | ０．７（０．５）※ |

※　過去の実績の主たる担当分野が、本業務での担当分野と同じ場合は表中の値とし、担当分野が異なる場合はカッコ内の値とする。

各実績にⅠ及びⅡの評価点を乗じた値を算出し、これを加えたものを件数（３件）で除した値（小数第2位を四捨五入）を最終的な「評価点」とする。

実績が３件未満の場合についても、合計を件数（３件）で除すこと。

類似業務とは、設計実績として求めている延床面積を下回る業務であり、この延床面積の半分の規模以上の業務とする。

（３）　業務実施方針及び手法

提出された提案書の内容を踏まえ、評価者の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価点は、各評価者の評価点を平均して算出する。（小数第２位を四捨五入）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 各評価者の評価点 | | |
| １．０ | ０．６ | ０．２ |
| 業務実施方針 | 業務実施方法について、適切かつ具体的に記載されているか判断する。 | 良好 | 普通 | 不十分 |
| 特定テーマに対する提案 | 設定したテーマに対する提案について、以下の基準を考慮して、各提案ごとに、総合的に判断する。  ・適格性（与条件との整合性がとれているか等）  ・独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）  ・実現性（提案が論理的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等） | 高い | 普通 | 低い |

４　最低評価点

最低評価点は６０点とします。

全ての参加者の評価点が、この最低評価点に達しなかった場合は、設計者選定の手続きを中止し、その旨を全参加者に通知します。

提案書類を提出した者が1者のみの場合でも、当該参加者の評価点が最低評価点以上であれば、最優秀提案者として特定します。